

外国人雇用状況の届出状況

【業務統計】

【実施機関】

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課

【概要】

外国人雇用状況の届出制度は雇用対策法に基づくもので、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることがすべての事業主に義務付けられているものである。届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者と在留資格が「外交」・「公用」の者を除く）である。

各年、10月末時点で事業主から提出のあった届出件数が集計され、翌年1月末頃に発表される。外国人労働者全数とは必ずしも一致しない。

【主な集計事項】

- ・外国人労働者を雇用している事業所数、外国人労働者数、うち労働者派遣・請負事業を行っている事業所
- ・外国人労働者の属性（国籍、在留資格）別の状況
- ・都道府県別・産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性
- ・都道府県別・産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

（平成25年11月更新）